

議員提出議案第14号

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成23年9月13日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	島田	敏光
	同	山田	耕平
	同	奥山	たえこ
	同	小松	久子
	同	川原口	宏之
	同	岩田	いくま
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	関	昌央
	同	井口	かづ子

杉並区議会議長 藤本 なおや 様

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会会議規則(昭和31年9月25日議決)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第125条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	区政に関する重要事項又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
議会運営委員会 理事会	議会運営委員会に付託された案件及び議会運営委員会の所管に属する事項その他議会運営に関し、必要な事項の協議又は調整を行うこと。	議会運営委員会委員のうちから7人以内	議会運営委員会委員長
広報委員会	議会の広報紙の編集に係る事項等に関し、協議又は調整を行うこと。	議員7人以内	広報委員会委員長
政務調査費調査 検討委員会	政務調査費の使途に係る事項等に関し、協議又は調整を行うこと。	議員9人以内	政務調査費調査検討委員会会長
情報公開推進委員会	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てに関し審議を行うこと及び議会の情報公開制度の運営に係る重要事項に関し協議又は調整を行うこと。	議員10人以内	情報公開推進委員会会長
代表者会議	一般選挙後、議会運営委員会理事会の構成員が決定されるまでの間、議会の構成等に関し、協議又は調整を行うこと。	所属議員4人以上を有する会派を代表する者	区議会事務局長
常任等委員長会	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営等に関し、協議又は調整を行うこと。	正副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区議会に協議又は調整を行うための場を新たに設ける必要がある。